

## 郵便入札の実施について

八戸圏域水道企業団では、郵便入札を実施しています。

事業者の皆様は、次の事項に留意して提出書類を作成してください。

### 1. 郵便入札の対象

企業団が行う郵便入札は、電子入札案件（建設工事及び建設関連業務委託）を除き、すべての発注案件の入札を対象とします。

### 2. 郵便入札の公告又は通知

一般競争入札では公告、指名競争入札では指名通知（郵送）に郵便入札である旨を表記します。

### 3. 入札書の郵送

#### (1) 入札書の郵送方法

- ・ 一般競争入札の参加資格審査により有資格者と認められた者又は指名通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）は、別紙の郵便入札の封筒記載例により封筒を作成し、入札書を郵送してください。積算内訳書の提出を求められている場合は、入札書と同じ封筒に入れてかまいません。
- ・ 郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかを選択してください。これ以外の郵送方法での提出は認められません。また、入札・郵送用封筒は必ず封かんしてください。

#### (2) 入札書の到着期限

- ・ 入札参加資格者は、指定した入札書の到着期限までに、指定した送付先へ到着するよう郵送してください。指定した到着期限、送付先に入札書が到着しない場合は、郵便事故、その他理由の如何にかかわらず、無効とします。

### 4. 入札の執行（開札）

#### (1) 入札の執行と結果

- ・ 入札の執行は指定した日時及び場所において行います。
- ・ 入札結果はホームページ上に公表し、当該落札者へは電話等で通知します。

- ・ 入札回数を1回とした場合に落札者がいないときは、入札は不調となります。
- ・ 入札回数を複数回とした場合に落札者がいないときは、その都度、次回以降の入札手続きを決定し、当該入札参加資格者へ通知します。

#### (2) 入札の立会い

- ・ 郵便入札では、入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に関係のない職員を入札立会人に指定して入札を執行します。

#### (3) 同価格入札の取扱い

- ・ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札に関係のない同人数の職員を指定してくじを引かせて落札者を決定します。

### 5. 入札書の取扱い

#### (1) 入札書の撤回等

- ・ 入札書が企業団に到着した後は、入札書の差替え又は撤回は認められません。

#### (2) 入札の辞退

- ・ 入札を辞退する場合、入札書の到着期限までに辞退届（辞退の旨を明記した入札書でも可）を郵送により提出してください。この場合は、別紙の郵便入札の封筒記載例により封筒を作成し、郵送用封筒に「辞退届在中」の文言を記載して郵送してください。
- ・ 入札書が企業団に到着した後でも、入札の執行前までは、入札の辞退は認められます。この場合は、管財出納課管財契約グループまで申し出てください。

#### (3) 入札書の無効

- ・ 財務規程第189条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とします。
  - ア 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
  - イ 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
  - ウ 入札書を封印した封筒に記載された内容（契約番号、件名、入札日及び入札者名）と入札書の内容の全てが一致しない入札
  - エ 入札書が郵送された封筒の表面に入札日及び「入札書在中」の文言の記載がない入札
  - オ 指定する入札書以外の入札書を提出した入札
  - カ 必要とした積算内訳書が提出されていない入札

## 6. その他

- ・ 入札書の写しを保管し、公表する入札結果と照合してください。
- ・ 郵便入札の場合は、入札書は代表者が作成しますので、委任状の提出は不要です。
- ・ 郵便入札又は電子入札である旨の表記のない「公告又は指名通知」による入札は、従来どおり指定した入札会場に参集して入札を行いますのでご注意ください。

○入札書の送付先

〒039-1199

八戸西郵便局留

〒039-1112

八戸市南白山台一丁目11番1号

八戸圏域水道企業団 管財出納課行

担当：管財出納課管財契約グループ ○○・□□

TEL 0178-70-7082 FAX 0178-70-7070 E-mail hassui80@jomon.ne.jp

### ※財務規程（参考）

（入札の無効）

第189条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者のした入札
- (6)～(9) （略）（郵便入札には該当しない。）
- (10) その他入札条件に違反した入札